



宮崎カーフェリーで行く

2025.1.31▶3.3帰着分



2025年 プロ野球

3日間/4日間

春季キャンプ応援見学プラン

読売ジャイアンツ/福岡ソフトバンクホークス/オリックス・バファローズ/広島東洋カープ/埼玉西武ライオンズ

日次	行程例	
1日目	神戸三宮フェリーターミナル ~ 19:10発 (日曜は18:00発) ~	船中泊
2日目	~ 宮崎港フェリーターミナル 8:40着 ~ フリータイム	船中泊
	~ 宮崎港フェリーターミナル 19:10発 ~	
3日目	~ 神戸三宮フェリーターミナル 7:30着	フェリードミトリー往復運賃+船内朝食1回

旅行代金 おひとり様 フェリードミトリー利用
●小人は2,000円引き

17,800円 税込

SOKKENスタジアム(A組)
宮崎市清武総合運動公園(B組)

オリックス・バファローズ

A組 2月1日(土)~24日(月)
休養日/5、10、14、18、21、25日

B組 2月1日(土)~3月2日(日)
休養日/5、10、14、18、21、25日

宮崎市生目の杜運動公園

福岡ソフトバンクホークス

2月1日(土)~3月2日(日)
休養日/5、10、14、19、25日

日南市天福球場

広島東洋カープ

一軍 2月1日(土)~11日(火)
休養日/7日

二軍 2月8日(土)~25日(火)
休養日/13、17、21日
※2月8日~11日まで東光寺球場

日南市南郷中央公園

埼玉西武ライオンズ

A班 2月1日(土)~24日(月)
休養日/5、10、15、20日

ひなた宮崎県総合運動公園
(一軍・二軍)

読売ジャイアンツ

一軍 2月1日(土)~13日(木)
休養日/5、10日

二軍 2月1日(土)~25日(火)
休養日/5、10、14、19日

広島東洋カープ

天福球場(一軍)
東光寺球場(二軍)

マイカー 宮崎港より約1時間15分

J R 路線バス宮崎港より宮崎駅下車(13分)
宮崎駅より日南線下り「油津駅」下車
(約1時間25分)→徒歩5分

埼玉西武ライオンズ

南郷中央公園

マイカー 宮崎港より約1時間30分

J R 路線バス宮崎港より宮崎駅下車(13分)
宮崎駅より日南線下り「南郷駅」下車(約1時間35分)→タクシー5分

福岡ソフトバンクホークス

宮崎市生目の杜運動公園

読売ジャイアンツ

ひなた宮崎県総合運動公園(一軍・二軍)

オリックス・バファローズ

宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム



お申し込みの方へのご案内

ご旅行内容

- 最少催行人員1名
- 費用に含まれるもの 往復フェリー運賃・船内朝食1回
- このプランには添乗員は同行しません
- 出航時刻の60分前までに、各港窓口にて乗船手続きをお済ませ下さい
- 日程は最短2泊3日(現地日帰り)から3泊4日まで選択可能です。現地ホテルはお客様お手配となります。

- オプション
 - ・ファースト往復 14,000円(7,000円)
 - ・シングル往復 6,000円(3,000円)
 - ・乗用車往復 28,000円
 - ・二輪車往復 6,000円
 - ・自転車往復 4,000円
- ()は小人料金

ご旅行条件書

※お申込の際、必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1. 旅行のお申し込み及び契約成立

- (1) この旅行は、弊マリンエージェンシー(以下「当社」という)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
- (2) 当社または当社の委託営業所(以下「当社」という)にて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及び他の方法にてお客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を当社の営業時間内にお受けいたします。
- (3) 旅行代金のご入金も、当社が指定いたします期日までにお支払いいただきます。
- (4) 旅行契約は当社が旅行代金を全額受理したときに成立します。ただし、お客様の振込手続きが完了した時点で成立したものとします。またEメールなどのお申し込みの場合は当社がお客様との旅行契約を締結する通知を発信し、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- (5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮が必要な場合は申し込み時にお申し出ください。このとき、当社は全ての参加者への公平なサービス提供を逸脱せず、かつ可能な範囲内でこれに応じます。

2. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した交通費、食費、旅行取扱料金、及び消費税の諸税。
- (2) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの※上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてもお戻しはいたしません。

3. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 船内での食費、観光地、昼食場所等での個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (2) ご自宅から集合場所、解散地からご自宅までの交通費、宿泊費、車輪のガソリン給油代及び有料道路代。

4. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供、その他当社の運賃し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能な場合、またはお客様にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていません。お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

5. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は利用する運送・宿泊機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更することがあります。その場合には、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 第10項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増減または減少するときは、運送・宿泊機関などが当該サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したることによる変更の場合を除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を増額いたします。

6. お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は第8項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除の申し出は当社の営業時間内にお受けいたします。
- (2) お客様は、次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約の重要な変更が行われたとき。
 - 第5項に據つて、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、暴動、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対して、別途定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社による旅行契約の解除及び開催中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の運賃をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていません。
 - お客様が暴力団関係者、総会屋等その他の反社会勢力であると判明したとき。
 - お客様が病気その他の事由により、該当旅行に耐えられないと認められたとき。

- (2) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- (3) お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日前にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
- (4) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。

8. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚複数人数でご参加で一部の方が取消の場合は、ご参加のお客様から一室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。
- (2) お客様のご都合による日程、コース、運送・宿泊機関等行程中の一の変更についても、取消とみなし下記の料率で取消料をいただきます。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は該当期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除されたものとし、下記の料率で取消料をいただきます。

取消日区分	取消料
旅行出発日の10日前まで	無 料
旅行出発日の9～2日前まで	旅行代金の20%
旅行出発日の前日	旅行代金の30%
旅行出発当日(無連絡不参加除く)	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※当社に取消のご連絡頂いた日を基準日と致します。
※滅災につきましても同規定を適用させていただきます。

9. 添乗員等

個人旅行プランには添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

10. お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して当社に通知があったときに限ります。

- (2) お荷物の損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に通知があったときに限り、おひとり15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
 - 天災地変、気象条件、暴動、暴動またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関の事故もしくは火災、またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、不通、またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

11. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

12. 特別補償

当社の責任が生じることに関わらず、募集企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の障害事故により、その生命、身体に被られた一定の損害についてあらかじめ定められた額の補償金および見舞金を支払います。

◆国内旅行傷害保険加入のすすめ◆

安心してご旅行をさせていただくために、お客様ご自身で保険をかけることをおすすめいたします。

13. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は旅行申し込みの際に提出された個人情報についてお客様との連絡のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提出させていただきます。
 - その他当社では①会社及び会社と提携する商品サービスキャンペーンのご案内 ②アンケートのお願い ③特典サービスの提供 ④統計資料の作成に個人情報を利用していただくことがございます。

旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年1月1日を基準としています。また、旅行代金は2025年1月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。
(旅費・ホテル等において、お客様が滞り、料理、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください)

出発日の10日前までに下記にお申し込みください。

但し、出発日の10日前が土日祝日にあたる場合はその前日にお申し込み下さい。

旅行企画・実施

株式会社マリンエージェンシー

宮崎県知事登録旅行業 第2-147号 国内旅行業務取扱管理者 奥 恵一郎
〒650-0041 神戸市中央区新港町3番7号

TEL.078-325-0505

営業時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日は休み)

受託販売